

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年（2026年）5月15日

収支等命令者

佐賀中部農林事務所長 池田 百合子

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 佐賀中部農林事務所の移転に係る運搬業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和8年（2026年）8月31日まで |
| (4) 履行場所 | 別紙仕様書のとおり |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 国、地方公共団体等との間において、当該契約（運搬業務）と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去5年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有する者であること。
- (6) 一般貨物自動車運送事業の営業許可を有し、佐賀県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、以下に示す入札参加資格確認申請書等（様式1～3）を、令和8年5月26日（火）17時までに下記（4）の担当課に持参又は郵送（同日時必着）し、入札参加資格の確認を受けることを要します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 営業概要書（様式2）

ウ 同種業務の履行実績調書（様式3）

(2) 入札参加資格の確認結果は、令和8年5月29日（金）までに通知します。

(3) 入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、速やかに入札辞退届を提出してください。

(4) 担当課及び申請書等の提出場所

郵便番号 849-0925 佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号

佐賀中部農林事務所 総務課

電話 0952-31-3281

E-mail chuubunourin@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

(1) 仕様書等入札関係書類の交付場所及び問合せ先

3（4）の担当課に同じ。

(2) 仕様書等の交付方法

令和8年5月15日（金）から同年5月26日（火）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の9時から17時までの間、4（1）において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 現場説明会

令和8年5月20日（水）13時30分から。

現場説明会について、予約は不要ですが、参加者の把握や必要事項等の連絡のため、事前に「会社名、連絡先」を4（1）の電子メールアドレス宛てに送信してください。

(4) 入札等に対する質問の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、令和8年5月21日（木）17時までに4（1）の電子メールアドレス宛てに送信してください。

質問のあった者に対しては同年5月25日（月）までに電子メールで回答を行い、県のホームページ上で閲覧に供します。

(5) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和8年6月3日（水） 午前10時

イ 場所 佐賀県佐賀市八丁畷町8-1

佐賀総合庁舎2階 22号会議室

ウ 入札方法 入札者又はその代理人の直接持参による入札とします。ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金

- ア 入札者は佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第1項の規定に基づき、入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。
- イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債

額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債

額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)

券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権

債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証

その保証する金額

- ウ 佐賀県財務規則第103条第3項の規定により、同規則同条第1項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 入札参加資格を有する者で、国、地方公共団体等との間において、当該契約(運搬業務)と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

- ア 佐賀県財務規則第115条第1項の規定により、契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則116条の規定に基づき、5(1)イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

- ウ 佐賀県税務規則第115条第3項の規定により、同規則同条第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 入札参加資格を有する者で、国、地方公共団体等との間において、当該契約(運搬業務)と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を

適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(3) 入札書に記載する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とします。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。

エ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札したもののうち、最低の価格で入札をした者との随意契約の協議を行います。

(7) 別途、契約書の作成を要します。

(8) 提出された書類は返却しません。

(9) 提出書類の作成に要した費用、その他この入札参加に要した経費は、入札者の負担とします。

(10) 入札当日、入札者の本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。

(11) 問合せ先

佐賀県佐賀中部農林事務所 総務課 総務担当 電話 0952-31-3281

E-mail : chuubunourin@pref.saga.lg.jp